

- 1 期間 平成 29 年 12 月 20 日（水）から平成 30 年 1 月 12 日（金）まで
- 2 件数等 6 名 17 件
- 3 ご意見要旨及び区の見解

分野	ご意見	区の見解(案)
1	<p>計画について（全体）</p> <p>(1)大田区の交通政策方針を考えるにあたり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)大田区内と広域の2面で考えること。</li> <li>2)生活者の視点、産業の視点、環境の視点で考えること。</li> </ol> <p>以上2点について考えられている。</p> <p>(2)施策を実行する時の視点で、計画立案と実施及び見直しとの関係で</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)計画作成には期限を区切り、その時点の最善を心がければ良い。</li> <li>2)施策の実施に当たっては優先順位、緊急性等を考慮し効果の大きい部分から着手するのが良い、また、変革社会なので固定感にとらわれず、実施途中でも見直しを定期的に行うべき。</li> <li>3)計画の実施結果に対し、評価・検証を行い、報告をまとめることも重要である。</li> </ol> <p>以上3点について考えられている。</p> <p>(1)(2)より計画立案フェーズから実施フェーズに向けて速やかに移していただきたい。</p>	<p>平成 30 年度から、策定した計画に基づき取り組みを進めてまいります。</p>
2	<p>「第 3 章 2. 2-1 (4) 交通ネットワークの整備方針」について</p> <p>大田区内を快適に移動するために住民視点で考えた交通アクセスが必要。（特に内陸部と臨海部との接続性について）</p> <p>（例）・環八ルート（新空港線「蒲蒲線」）以外にも環七ルートで空港へのバス路線ルートも有効。</p> <p>・（新空港線「蒲蒲線」）は必ずしも便利で最適な交通アクセスとは思えない。</p>	<p>「第 5 章. 3 施策内容. 3-1. (1) . 1) 交通の連携による機能向上」 「第 5 章. 3 施策内容. 3-2. (3) . 2) 公共交通の機能向上」に記載のとおり、ご意見の考えについては概ね反映されております。</p> <p>また、協議会に区民の代表の方にご参加いただき一緒に計画を策定しております。あわせて、区民アンケート、区民説明会、パブリックコメントでのご意見も、計画に反映しております。</p>

3	「第5章.3.3-1 暮らしに関わる施策」について	だれもが健康で長生きするために移動できる環境や、運動できる公園遊具などがあるとよいと思うので、他部署との連携が必要ではないか。	「第5章.3 施策内容.3-1. (1) .5) 歩行者重視の道路空間づくり」暮1.5.3「歩行空間ネットワークの充実」に「区民が日常的に利用する歩行空間として、また観光資源の周遊化を図るための空間等として、沿道の水辺や公園等と連携した散策路の整備を景観にも配慮しながら推進する。」に記載のとおり、ご意見の趣旨については概ね反映されております。また、公園遊具についてはこれまでも、関係部署が連携して整備を進めております。
4	「第5章.3.3-1 暮らしに関わる施策」について	<p>第二京浜国道の歩道は非常に狭く、高齢者や障害者の車椅子での通行には困難。また、車の通りの多い第二京浜国道では自転車で車道の左を走行するととても危険を感じる。</p> <p>ぜひ、第二京浜国道の歩道の拡幅を大田区から発信して都や国に働きかけ、第二京浜国道の整備を進めて欲しい。</p>	第二京浜国道は都市計画道路であり、現在の道路幅は計画幅員33mを満たしていない状況です。ご意見をいただいた第二京浜国道は都市計画道路の第四次事業化計画における優先整備路線に位置付けられておりませんが、ご意見については道路交通の機能向上の観点から、機会を捉え国に働きかけて参ります。
5	「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について	『子育て支援』、『高齢者で運転免許返上者支援』も福祉有償運送のサービス利用対象に含めるべき。	「福祉有償運送」の旅客の対象は、道路運送法施行規則等で定められているため、自治体で対象範囲を広げることにはできませんが、そうしたご要望があることについては受け止めさせていただきます。
6	「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について	<p>福祉有償運送の登録の可否判断は、公共の福祉の観点から自治体行政が判断すべき事項であり、タクシー業界等の利害関係者で構成される『運営協議会』が協議して登録の可否を判断する制度は不当と言わざるを得ない。</p> <p>そのため、『運営協議会』は廃止して自治体行政が独自に判断すべき。</p>	「運営協議会」の設置及び構成員等については、道路運送法施行規則等で定められているため、自治体で独自に判断することはできませんが、そうしたご要望があることについては受け止めさせていただきます。

7	<p>「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について</p>	<p>自治会単位で『移動制約者』を支える仕組みづくりを行うべき。          その場合でも、登録制にして設定した基準をクリアした団体に限り、運営を担わせるべき。</p>	<p>「第5章.3 施策内容 3-1 (2) .1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」の【暮2.1.9】「心のバリアフリーの普及啓発」に「区民や事業者などが、移動制約者に対する理解を深め、移動や社会参加を積極的に支援・協力する実現に向けて、「心のバリアフリー」の普及啓発を促進する。」と記載しており、ご意見の趣旨については概ね反映されております。なお、福祉有償運送においては、自治会・町会が実施主体として認められておりますので、実施の希望等がある場合にはご相談ください。</p>
8	<p>「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について</p>	<p>福祉有償運送は、有償の対価が最低賃金に満たないため、活動の持続性が問題になります。そのため、持続的な活動ができるように補助金の助成対象としてほしい。</p>	<p>福祉分野の移動の支援については「第5章.3 施策内容 3-1 (2) .1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」の【暮2.1.5】「需要に応じた福祉分野での移動の支援」に、「外出に支援が必要な高齢者や障がい者のため、福祉有償運送や福祉タクシーなど、福祉分野での移動の支援を行う。」と記載しております。区には福祉有償運送事業に要する費用の一部を補助する補助制度がございますのでご相談ください。</p>
9	<p>「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について</p>	<p>福祉タクシー（介護タクシー）と福祉有償運送との共存（協業）体制を図るための、（仮称）『移動制約者のお助け窓口』の設置（区、社協、NPO など）を提案する。          （移動制約者のADL（日常生活動作）状況で、移動サービスを自由に選択出来る仕組み）</p>	<p>福祉分野の移動の支援については「第5章.3 施策内容 3-1 (2) .1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」の【暮2.1.5】「需要に応じた福祉分野での移動の支援」に、「外出に支援が必要な高齢者や障がい者のため、福祉有償運送や福祉タクシーなど、福祉分野での移動の支援を行う。」と記載しております。なお、現在も移動サービスに関するお問い合わせについては、ご本人状況に応じて必要なサービスの情報をご提供しておりますのでご相談ください。</p>
10	<p>「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について</p>	<p>ライドシェアは、不特定多数の方に対して移動サービスを提供するため、何らかの規制（許認可）を設けるべき。          （最低でも、ドライバーは二種免許取得者に限定すべき）</p>	<p>ライドシェアについては「第6章.3 (1) 新たなモビリティの動向」に「利用状況を大きく変える可能性があるともいわれることから、動向に注意が必要である」と記載しております。          現在法制度等が整っていないことから、国や都の動向に留意しながら、引き続いて検討してまいります。</p>

11	「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について	交通手段を分類整理し、利用者が納得出来る幅広い選択肢を設けるべき。	「第5章.2 施策の体系」の中で「ライフスタイルや価値観に応じて様々な移動手段を選択できる交通サービスの提供」から施策の方向性で交通手段別毎に分類し、基本的な施策を整理しております。
12	「第5章.3.3-1 暮らしに関わる施策」について	平和島駅は、駅利用者だけではなく駅周辺の通行者にも配慮して、駅前空間の確保、バス停やタクシー乗り場の配置、バリアフリーに配慮した駅前空間の整備をしてほしい。 また、地域や商店街の活性化を進めて行くために、駅前の景観に配慮した駅のイメージづくりをしてほしい。	主要駅周辺の再整備については「第5章.3 施策内容 3-1 (1) .1) 交通の連携による機能向上」の【暮 1.1.1】「交通結節点の充実」に「主要駅周辺の再整備による都市機能の誘導・集約・景観や防災面の向上等のまちづくりと連携した交通結節点の充実を図る。」と記載しております。なお、具体的な取り組みについては関係部署において検討を進めてまいります。
13	「第4章.4.3. 交通の将来像」について	大田区の交通の状況は、各交通機関で何万トリップあるのでしょうか？ また渋滞率や混雑率の特性をどのように把握しているのかを公表してください。 どのような需要が何件あるのかなど、(現状と対策後の)交通状況を見える化してください。	大田区の交通の状況については、「平成28年度第1回大田区交通政策基本計画推進協議会について」の資料として示しており、現在、区のホームページで公表しております。 なお、本計画は定期的に見直すこととしております。交通状況の分析は重要と考えておりますので、見直しの際には、現状及び対策後の状況などを区民の皆様に分かりやすくお知らせしてまいります。
14	「第5章.1.1-1 目標「暮らし」を実現するための基本方針」について	本目標の目標値(定性&定量)、成果指標を具体的に区民に示してほしい。 また、「誰もが円滑に移動できる環境をつくる」とはどのようなことか、具体的な計画を示してほしい。	本目標値については「第6章.2 PDCA マネジメントサイクルによる計画の推進」に記載しており、ご意見の趣旨については概ね反映されております。 また、環境(様々な移動手段)については、「第5章.3. 施策内容 3-1. (1). 1) 交通の連携による機能向上、2) 公共交通の機能向上」に「既設の公共交通の充実を図るとともに、多様な移動サービスとの連携を図る」「地域特性や多様な利用者の需要に対応し景観にも配慮しながら誰もが円滑に移動できるように、多様な交通手段を活用することにより公共交通の機能向上を図る」と記載しており、具体的な取り組みについては関係部署において検討を進めてまいります。

15	<p>「第5章.3.3-3 環境に関わる施策」について</p>	<p>行政の交通ルールのPR等だけでは、自転車の交通ルールの遵守やマナー向上はなかなか望めないと思う。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校団体でのルール講習の義務付け</li> <li>・年間を通じた一般区民向けのルール講習（各地で年1回は実施）</li> <li>・信号現示の見直し</li> <li>・警察と区と地元代表による連絡会の実施</li> </ul>	<p>自転車の交通ルールの遵守やマナー向上については、「第5章.3 施策内容3-1. (1) .4) 自転車等利用環境の充実」及び「第5章.3 施策内容3-3. (3) .3) 自転車等利用環境の充実」の【暮1.4.5】【環3.3.5】「自転車の交通ルール・マナーの普及啓発」に、「交通ルール遵守やマナー向上のための交通安全教育や啓発活動等の充実を図る。今後は平成29年5月に施行された自転車活用推進法を踏まえ、地域の実情に応じた計画の策定に向け準備を進めていく」と記載しており、ご意見の交通ルールのマナー向上などについては概ね反映されております。また、信号現示の見直し等のご提案については、関係機関にお伝えします。自転車の交通ルールの遵守やマナー向上がさらに図れるよう、今後とも検討してまいります。</p>
16	<p>「第5章.3.3-1 暮らしに関わる施策」について</p>	<p>(P42 3. 需要に応じた福祉分野での移動の支援について)</p> <p>需要には、どのようなことがあり、どのようなサービスで対応しているのか、現状の具体的なサービス内容と今後充実するサービス等の施策を関連づけて具体的に区民に公表してください。</p>	<p>需要に応じた福祉分野での移動の支援についての取り組みとしては「外出に支援が必要な高齢者や障がい者のため、福祉有償運送や福祉タクシーなど、福祉分野での移動の支援を行う。」と記載しており、第6章.1.1-2 それぞれの担い手の役割【行政の役割】で「交通に関わる情報の収集、整理を行い、積極的な情報提供に努める」と記載しております。</p> <p>様々な事情により、公共交通機関の利用が困難な方への福祉分野における移動の支援として、福祉有償運送の運行団体への支援や福祉タクシー・自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券の給付、高齢者寝台自動車利用助成、リフト付き福祉タクシーの運行等の事業を行っており、今後もこれらの支援を引き続き実施していくとともに、サービス内容の広報、周知を図ってまいります。</p>

17	<p>「第3章 2.2-2. おおた都市ビジョン」について</p>	<p>池上駅の機能強化や基盤整備で“混雑率”がどうなるのかなどを公表してほしい。</p> <p>また、観光拠点は、観光客がくるセンター機能だけでなく、観光客を“おもてなしできる“住民の担い手づくりや住民が集い・住民が活動できる場としての機能もあるとよい。</p> <p>福祉有償運送の人材育成等も強力に推進してほしい。</p>	<p>それぞれの駅の混雑率の指標はございません。各駅を利用する一日当たりの乗降者数については鉄道事業者が毎年公表しております。</p> <p>池上駅は、平成29年度から東京急行電鉄株式会社が駅舎の橋上化等の駅改良を開始しており、鉄道駅総合改善事業として区が支援しております。駅改良にあたり観光案内機能等の導入については、鉄道事業者が引き続き検討いたしております。なお、具体的な取り組みについては関係部署において検討を進めてまいります。</p> <p>また、福祉有償運送については、「第5章.3 施策内容 3-1 (2) .1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」の【暮 2.1.5】「需要に応じた福祉分野での移動の支援」に、「外出に支援が必要な高齢者や障がい者のため、福祉有償運送や福祉タクシーなど、福祉分野での移動の支援を行う。」と記載しており、福祉有償運送の運行団体には、引き続き円滑な事業運営が図れるよう支援してまいります。</p>
----	-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------